

ANDERSEN®

ベトナム：
市場参入ガイド
外国人投資家向け 法務と税務の重要
ポイント

IPA
DANANG

ダナン投資促進機関との協力により作成



このガイドは、外国人投資家がベトナム市場に参入する際に抱く可能性のある重要な疑問にお答えします。

1. なぜベトナムに投資するのか。

Q ベトナムが投資先として魅力的な理由は何ですか。

ベトナムは、経済成長、戦略的な立地、そして政府の優遇措置が魅力的に組み合わさっています。

- **経済成長:** 安定したGDP成長 (COVID以前は毎年6~7%、2020年以降は回復)。
- **戦略的な立地:** ASEANの中心に位置し、主要航路へのアクセスが良く、中国、日本、韓国にも近接しています。
- **若い労働力:** 人口の50%以上が35歳未満で、識字率は95%を超えます。
- **貿易協定:** 17の自由貿易協定 (FTAs) に加盟し、主要国との関税を削減しています (EU、CPTPP、RCEPなど)。
- **政府の優遇措置:** 税制上の優遇措置、土地賃貸の免除、優先分野に対する輸入関税の軽減等。

Q どのような税制上および投資上の優遇措置がありますか。

ベトナムは、特にハイテク産業、製造業、さらに未開発地域などへの投資を促進するために優遇措置を提供しています。

優遇措置種類	詳細
法人所得税 (CIT)	<ul style="list-style-type: none">• 標準税率: 20%• 優遇税率: ハイテク区、経済特区、特定分野 (例: 再生可能エネルギー、ソフトウェア開発など) におけるプロジェクトには、15年間10%または15%の税率が適用される場合があります。• タックス・ホリデー: 最長4年間の免税、その後5~9年間は税額が半分に減額される可能性があります。• 繰越欠損金: 5年間
輸入関税免除	<ul style="list-style-type: none">• 生産用機械、原材料、および研究用物品は免除。• ハイテク企業: 非国内製原材料に対して5年間の免除。
土地賃貸の免除	<ul style="list-style-type: none">• 特別奨励分野またはハイテク区のプロジェクトには全額免税。• 商業・サービス用地または鉱物資源開発プロジェクトは対象外。



Q ダナンにはどのような特別な優遇措置がありますか。

ダナンはハイテク、金融、観光の拠点であり、いくつかの特区では独自の優遇措置が提供されています。

ハイテク分野

ハイテクパーク

主な優遇措置:

- 法人税 (CIT) 10%を15年間適用、3,000億ドン (約1億2,000万米ドル) 以上のプロジェクトには最大30年間適用。
- 法人税4年間免除、その後9年間は50%減税。
- 土地賃貸料の免除・減額
- 固定資産およびハイテク機器の輸入に対する免税。

管理者: ダナン経済特区庁との協力により作成 (DSEZA)
(ダナン人民委員会)

半導体およびAI分野への投資について

主な優遇措置:

- イノベーション活動に関する法人税 (CIT) 5年間免除
- 個人所得税 (PIT) 5年間免除
- 資本譲渡、株式譲渡、出資権利に関する法人税・個人所得税の5年間免除
- 専門家・科学者に対する所得および住居費の支援
- インフラ使用に関する支援
- 戦略的な投資家および戦略的なパートナーに対する特別優遇措置。

ソフトウェアパーク1とソフトウェアパーク2

主な優遇措置:

- 15年間は法人所得税 (CIT) 10%
- 法人税4年間免除、その後9年間は50%減税。
- 固定資産の輸入に対する税制優遇措置、およびソフトウェア製品の輸出に関する税制優遇措置 (該当する場合)
- 税関の優先順位

管理者: ダナン科学技術局 (ダナン人民委員会)

IT パーク

主な優遇措置:

- 15年間は法人所得税 (CIT) 10%
- 法人税4年間免除、その後9年間は50%減税。
- 固定資産の輸入に対する税制優遇措置、およびソフトウェア製品の輸出に関する税制優遇措置 (該当する場合)
- 税関の優先順位

管理者: ダナン経済特区庁との協力により作成 (DSEZA)
(ダナン人民委員会)

自由貿易区

国内初の貿易区モデル

主な優遇措置 (提案):

- 最大70年間の土地使用权の付与
- 15年間は法人所得税 (CIT) 10%
- 法人税4年間免除、その後9年間は50%減税
- 投資手続きの簡素化
- 土地賃貸料の免除・減額
- 税関の優先順位
- 輸出入税、土地、融資、会計などに関するその他の優遇措置
- 戦略的な投資家に対する特別優遇措置



生産・物流区



貿易サービス区



デジタル技術・産業・イノベーション区



その他の機能区

管理者: ダナン経済特区庁との協力により作成 (DSEZA)(ダナン人民委員会)

金融センター

主な優遇措置 (草案):

- 国際基準に沿った言語と法的枠組み
- 優れた法人所得税 (CIT) 優遇措置
- 土地資金への容易なアクセスと長期リース契約の提供
- 戦略的な投資家に対する特別優遇措置
- グリーンファイナンスに対する優遇措置
- 外国為替および銀行業務の自由化
- 柔軟なビザおよび居住政策
- 紛争解決における国際基準

管理者:ダナン人民委員会

2. 外国投資家はどのようにしてベトナム市場に参入できますか。

Q 外国投資家はベトナムでどのような形態で事業を進出できますか。

外国投資家は、目的に応じていくつかの事業形態から選択することができます:

形態	目的	主な特徴
駐在員事務所	市場調査、プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> 直接的な営利活動は不可 オフィスの賃貸やスタッフの雇用は可能 投資家が少なくとも1年以上事業を行っていることが必要
有限責任会社 (LLC)	完全な事業運営	<ul style="list-style-type: none"> 1人または2人以上 (2~50名) 株式の発行は不可 資金調達柔軟性が低い
株式会社 (JSC)	大規模事業、上場	<ul style="list-style-type: none"> 最低3人の株主 株式や社債の発行が可能 資金調達が容易
支店	外資企業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 最低でも5年間の投資運営実績が必要
事業協力契約 (BCC)	プロジェクトベースの協力	<ul style="list-style-type: none"> 法人格は設立されない 収益・利益分配契約

Q ベトナムで会社を設立するには、どのような手続きが必要ですか。

有限責任会社 (LLC) または株式会社 (JSC) を設立するには、下のステップが必要です:

ステップ	当局	備考
1. 投資に関する原則承認	国会／首相 (大規模プロジェクト) または 地方人民委員会	1億3,000万米ドル超のプロジェクト、またはセンシティブな分野のプロジェクトに必要
2. 投資登録	財務局 (DoF)、または工業区 (IZ)／経済区 (EZ)／当局 (IZ/EZ 内にある場合)	管轄当局が投資登録証明書を発行
3. 商業登記 (子会社の設立)	財務局 - 企業登録事務所	財務局が企業登録証明書を発行

3. 外国人の所有に制限はありますか。

Q ベトナムの外国投資参入に関する規則は何ですか。

ベトナムのWTOコミットメントと国内法が外国投資の参入条件を定めています:

- WTOコミットメント:** ベトナムは特定の分野 (例: 電気通信、宅配など) を外国人投資家に開放することに合意しており、一部のサービスでは51%~70%の所有制限があります。一方で、多くの他の分野に対する制限はすでに終了しています。WTOで非約束分野については、より厳しい規制が適用される可能性があります。
- 条件付投資分野:** 228の分野 (例: 銀行、不動産) は、事業運営に特定のライセンス、資本、または専門知識を必要とします。その他の分野には、所有権の上限や合併事業の要件などの条件があります。
- 制限投資分野:** 25の分野 (例: 防衛、報道) は外国人投資家には認められていません。

アクセスの種類	詳細
制限なし	制限・条件付きリストに記載されていない分野 (例: 大半の製造業) または制限が終了した分野
所有権に制限あり	上限が適用されます (例: 宅配サービスは51%、インフラを伴う電気通信は49%)
制限あり	外国投資は認められていません (例: 国家安全保障関連分野)

Q 所有権の制限の例にはどのようなものがありますか。

分野	制限
電気通信 (インフラなし)	外国人所有権は最大70%まで
映画配給	ベトナムのライセンスを受けたパートナーとの合併事業が必要で、外国人所有権は51%以下まで

4. ベトナム子会社は誰が管理すべきか。

Q ベトナムの会社における主要な管理組織と役員の役割は何ですか。

ベトナムの会社は、会社の種類(1人有限責任会社、2人以上有限責任会社、または株式会社)に応じて、特定の管理組織および役員を必要とします。

会社の管理組織

管理組織/役員	適用会社形態	役割
会社の所有者	1人有限責任会社	個人または法人であることができ、会社資本の100%を保有。1人有限責任会社における最高意思決定機関。
社員総会	<ul style="list-style-type: none"> 1人有限責任会社(機関が所有している場合) 2人以上有限責任会社 	<ul style="list-style-type: none"> 2人以上有限責任会社における最高意思決定機関。 全会員(または代表者)で構成される。 主要な意思決定(定款変更、資本金変更等)を承認する。
株主総会(GMS)	株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 最高意思決定機関。 議決権を有する全株主で構成される。 主要な意思決定(定款変更、取締役会の選任、資本変更など)を承認する。
取締役会(BoM)	株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 戦略および業務を監督する管理組織。 3~11名のメンバーで構成される。 社長を任命し、重要な意思決定を行う。
監督委員会	株式会社 (株主が11名を超える場合、または法人株主が50%超の株式を保有している場合は必須)	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および社長の業務を監督する。 会計および報告書をレビューする。 3~5名のメンバーで構成される。

個人上級役員

役員	適用会社形態	役割	ベトナムに居住している必要があるか	外国籍でもよいか
社員総会の会長	<ul style="list-style-type: none"> 1人有限責任会社(機関が所有している場合) 2人以上有限責任会社 	<ul style="list-style-type: none"> 会員評議会の会議を主導する。 法定代表者または社長を兼任することもある。 	いいえ(法定代表者を除く)	はい
委任代表者	<ul style="list-style-type: none"> 1人有限責任会社(機関が所有している場合) 2人以上有限責任会社(機関が所有している場合) 株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> 株主(会社)によって社員総会(有限責任会社の場合)または株主総会(株式会社の場合)における利害を代表するために任命される。 株主に代わって投票を行う。 意思決定に参加する(例: 予算の承認、社長の任命など)。 	いいえ	はい

役員	適用会社形態	役割	ベトナムに居住している必要があるか	外国籍でもよいか
会社の会長	1人有限責任会社	<ul style="list-style-type: none"> 所有者を代表する(会長モデルの組織所有の場合)。 所有者の権利と義務を行使する。 法定代表者または社長を兼任することもある。 	いいえ(法定代表者を除く)	はい
取締役会の会長	株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会を主導する。 戦略的な意思決定を監督する。 法定代表者または社長を兼任することもある。 	いいえ(法定代表者を除く)	はい
社長	<ul style="list-style-type: none"> 1人有限責任会社 2人以上有限責任会社 株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> 日常の業務運営を管理する。 社員総会・会長・株主総会・取締役会の決定を実行する。 法定代表者を兼任することもある。 	いいえ(法定代表者を除く)	はい
法定代表者	<ul style="list-style-type: none"> 1人有限責任会社 2人以上有限責任会社 株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> 法的に会社を代表する。 契約書および公式文書に署名する。 少なくとも1名の法定代表者は、会社の会長(1人有限責任会社の場合)、社員総会の会長(1人または2人以上有限責任会社の場合)、取締役会の会長(株式会社の場合)、または社長でなければならない。 	はい(複数の場合は少なくとも 1人)	はい

備考:

- 「会長」という用語は、会社の形態によって異なる役割を指します:社員総会の会長(有限責任会社)、会社の会長(1人有限責任会社)、または取締役会の会長(株式会社)。
- 社長は実務上「CEO」と呼ばれることもあります。ベトナムの法律ではCEOのような外国語との混同を避けるため、「社長」または「総社長」を使用している。

Q 上級役員はベトナムに居住しなければなりませんか。

- いいえ、法定代表者を除きます:**
 - 少なくとも1人の法定代表者はベトナムに居住している必要があります。
 - 会社に複数の法定代表者がいる場合は、そのうち少なくとも1人がベトナム居住者でなければなりません。
- 他の役員(例:社長、会長、役会の会員など)は海外に居住することができます。

Q 会社を代表して書類に署名できるのは誰ですか。

- 法定代表者:**
 - 通常は、法定代表者を兼任している会長(社員総会、会社、または取締役会)または社長が署名します。
 - 複数の法定代表者がいる場合は、署名権限の分担を会社定款で明確に定める必要があります。
- 委任された者:**
 - 法定代表者は、書面による委任により他者に署名権限を委譲することができます。
 - 委任は会社定款および2020年企業法に従わなければなりません。

Q 外国人は管理職に就くことができますか。

- はい、外国人でも法定代表者を含むあらゆる管理職に就くことができます。
- 労働許可証の要件:
 - ベトナムで働く外国人(例:社長)は、原則として労働許可証が必要ですが、資本金が30億ドン(約13万米ドル)を超える出資者や、短期間ベトナムで働く管理者・専門家などの場合、免除されます。

5. 管理組織機構の例

Q 1人有限責任会社における最もシンプルな会社管理組織機構は何ですか。

ベトナムの1人有限責任会社は、簡素化された管理組織機構を持つことができます。2020年企業法では、1人が複数の役割を兼任することを認めており、必要な人員を最小限に抑えることが可能です。

1人有限責任会社の簡略構造(他の外資企業が所有)

- 必須の会社機関および役員:
 - 会社の会長 - 委任代表者
 - 社長
 - 法定代表者
- 役割の組み合わせ:
 - 一人の人物が、会社の会長、社長、および法定代表者を兼任することが可能です。ただし、所有する機関によって任命されている必要があります。
- 条件:
 - 法定代表者はベトナムに居住していなければなりません。
 - 機関は代表者を正式に書面で任命する必要があります。

例:

- 外資企業が有限責任会社を所有し、リン氏を会社の唯一の委任代表者(会長、社長、法定代理人)として任命します。リン氏はベトナムに居住しており、すべての意思決定を行い、外資企業に報告します。追加の役員は必要ありません。

Q 2人以上有限責任会社の包括的な管理組織機構はどのようなものになり得ますか。

2人以上有限責任会社には、少なくとも2人以上の会員(個人、機関、またはその混合)が関与しており、所有権を共有するため、より協働的なガバナンス体制が求められます。2020年企業法では、すべての会員の利益を代表するために社員総会の設置が義務付けられていますが、役割分担は効率性を高めるよう最適化することが可能です。

2人以上有限責任会社のための包括的な機構

- 必須の会社機関及び役員:
 - 社員総会(個人の場合は全メンバー、機関の場合はその委任代表者で構成される)
 - 会長
 - 社長
 - 法定代表者
- 役割分担:
 - **社員総会:**個人の場合は全メンバー、機関の場合はその委任代表者で構成される



- **会長:** 社員総会によって選出され、会議を主導し、意思決定の調整を行います。メンバーおよび委任代表者のうちの一人でなければなりません。
- **社長:** 日常業務を管理します。メンバー、委任代表者、または雇用された専門家である場合があります。
- **法定代表者:** 少なくとも1名の法定代表者は会長または社長でなければなりません。少なくとも1名の法定代表者はベトナムに居住している必要があります。
- **役割の組み合わせ:**
- 社員総会の会長は、社長および法定代表者を兼任することもできます。
- 委任代表者は、定款およびメンバー間の合意に基づき、会長、社長、または法定代表者を兼任することができます。

例:

- **最小限の機構:**
 - 社員: トラン氏 (個人) および ABC 社 (機関)
 - 社員総会: トラン氏 および ABC 社の代表者 (キム氏)
 - 社員総会の会長: トラン氏 (法定代表者も兼任、ベトナム在住)
 - 社長: キム氏 (社員総会によって任命)
 - 結果: 2名で全ての役割を担い、トラン氏がガバナンスを主導し、キム氏が業務運営を担当
- **包括的な機構:**
 - 社員: XYZ 株式会社 (機関) および PQR 株式会社 (機関)
 - 社員総会: XYZ 株式会社の委任代表者 2 名 (リー氏、ホア氏)、PQR 株式会社の委任代表者 1 名 (スミット氏)
 - 社員総会の会長: リー氏 (社員総会によって選出)
 - 社長: 外部採用 (ミン氏、プロフェッショナル マネージャー)
 - 法定代表者: ミン氏 (ベトナム在住)
 - 結果: 4名で強固な監督体制を確保し、委任代表者は戦略に注力し、社長は業務運営を担当

既存のベトナム企業の株式を購入するにはどうすればいいですか。

Q	要件	詳細
M&A 承認		<ul style="list-style-type: none"> • 一般的に、株式取得により外国資本比率が増加する場合 (条件付分野の場合)、または取得後に外国資本比率が50%を超える場合、あるいはすでに50%を超えている場合にさらに増加する場合 (制限・条件付分野でない場合) には、通常、届出が必要となります。 • 財務局または工業区／経済区内に所在する場合はその管轄当局に提出
投資登録		<ul style="list-style-type: none"> • 投資登録証 (IRC) を有する企業に必要 • 財務局または工業区／経済区内に所在する場合はその管轄当局に提出
独占禁止承認		<ul style="list-style-type: none"> • 統合後の市場シェアが30%を超える場合、または資産・収益の合計が一定の閾値を満たす場合に必要 • 競争当局による審査 • その他の閾値も適用される
外国人所有権の上限		<ul style="list-style-type: none"> • 業種別の制限を確認すること (例: 電気通信、インフラ分野では49%)



Q 非居住者に対する税務上は何ですか。

- **キャピタルゲイン税:** 有限責任会社または非上場会社の株式売却益の20%
- **源泉徴収税:** 借入利息に対して5%、サービス料に対して約10%、証券・上場株式の売却益に対して0.1%。

6. 外国人従業員の就労ビザと税金はどのように扱われますか。

Q 就労ビザおよび労働許可証の要件は何ですか。

要件	詳細
就労ビザ (LD1/LD2)	<ul style="list-style-type: none">• 有効なパスポート• ベトナムでのスポンサー• 労働許可証 (LD2の場合)
労働許可証	<ul style="list-style-type: none">• ほとんどの外国人労働者に必要• 例外: 資本金が3億VND(約13万USD)を超える事業主、短期専門家、またはベトナム人と結婚しベトナムに居住している外国人• 有効期間は最長2年間で、1回の更新が可能

Q 税務上の居住者は個人所得税(PIT)にどのような影響を与えますか。

ステータス	課税所得	PIT 率
居住者	全世界所得	累進課税: 5%~35% (例: 月額1,800万~3,200万VNDに対して20%)
非居住者	ベトナム源泉所得	給与所得に対して一律20%

Q 外国人労働者には免税措置がありますか。

二重課税防止協定(DTAs): ベトナムは80か国以上とDTAを締結しており、一定の条件(例: 短期間の滞在)を満たす場合には、免税や減税が認められます。

7. 土地

Q 外資企業はベトナムでどのような土地所有権を持つことができますか。

- 外資企業は、以下の方法で土地所有権を取得することができます:
- 国家からのリース
- 工業区やハイテク区での土地所有権の取得
- 拠出資本またはプロジェクトベースでの割り当て

8. 銀行口座

Q 外国人投資家はどのように銀行口座を開設しますか。

- **外国人個人:** パスポートおよびビザ(またはビザ免除の証明)。具体的な必要書類は、該当する銀行に確認する必要があります。
- **外資企業:**
 - 公認銀行でベトナムドン(VND)または外貨建ての口座を開設可能
 - **直接投資資本口座:** FDI(外国直接投資)の現金出資には必須
 - **間接投資資本口座:** ベトナム企業の株式を51%未満保有する非居住者向け



9. 法人税に関する主要な考慮事項とは何ですか。

Q ベトナムにおける主な法人税には何がありますか。

税の種類	税率/詳細
法人所得税	<ul style="list-style-type: none">標準税率: 20%優遇税率: 優先分野・特定区に対して10%または15%タックス・ホリデー: 最長4年間の免税、その後5~9年間は税額が半分に減額
付加価値税 (VAT)	<ul style="list-style-type: none">標準税率: 10%削減: 5% (食料品、医薬品など)削減: 輸出の場合は0%
外国契約者税	<ul style="list-style-type: none">外資企業に対する源泉徴収税: サービスに対して5~15%、商品に対して1%
キャピタルゲイン税	<ul style="list-style-type: none">株式や不動産の売却による利益に対して20%
輸出入税	<ul style="list-style-type: none">輸出加工区やハイテク区では免税措置

Q 移転価格税制とは何ですか。

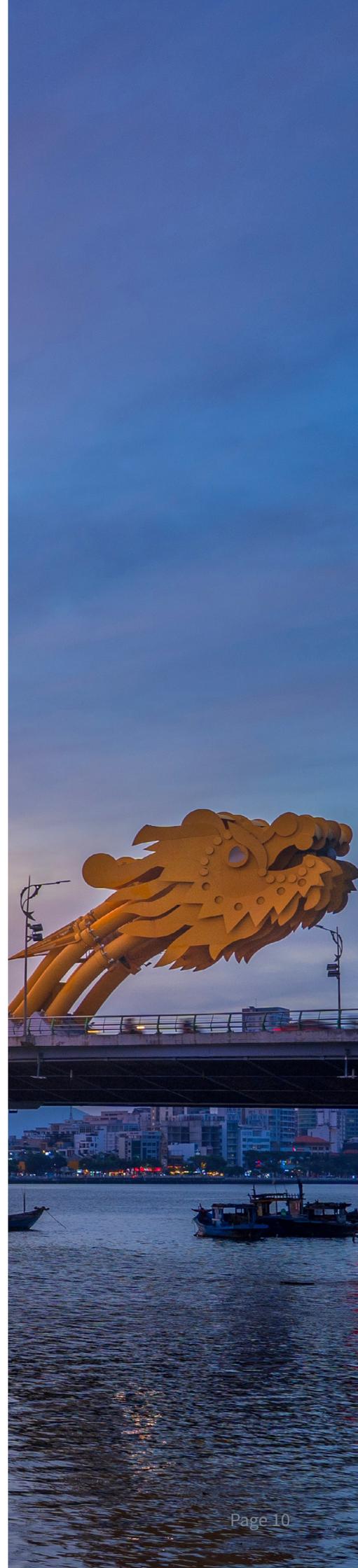
- 問題が発生した場合: 関連当事者間の取引 (例: 親会社と子会社) は、一般的に独立企業間価格で行わなければなりません。
- 重要な考慮事項:
 - 書類を維持すること (例: ローカルファイル、マスターファイル)。
 - 人為的な利益移転 (例: 過大なロイヤリティの設定) を避けること。
 - 遵守しなかった場合のペナルティには、未納税額の20%および利息が含まれることがあります。

Q グローバル・ミニマム課税ルールの導入状況はどうなっていますか。

グローバル・ミニマム課税 (GMT) は、OECDの第2の柱の一環として、年間収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業 (MNE) に対して、15%の最低実効税率を導入するもので、租税回避や利益移転を抑制することを目的としています。ベトナムは、OECDの税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み (BEPS) メンバーであり、2024年1月1日から施行される決議第107/2023/QH15号を通じてグローバル・ミニマム課税 (GMT) を採用しました。この決議は二つの主要な仕組みを導入しました: 適格国内ミニマム税額 (QDMTT) はベトナムで事業を行う多国籍企業が現地の利益に対して15%の最低税率を支払うことを保証するものであります。そして、所得合算ルール (IIR) はベトナムの親会社の低課税の外国利益に対して課税を可能にするものであります。

現在までのところ、ベトナムの実施はOECDのグローバル税源浸食防止 (GloBE) ルールとの整合に重点が置かれています。2024年11月12日、財務省は決議第107号の適用に関する詳細を示した政令案を発表し、GloBE情報申告書やトップアップ税の計算などの税務管理要件を、会計年度末から12か月以内に提出することを規定しました。多国籍企業 (MNE) は、QDMTTの納付を処理する構成事業体を指定しなければならず、税コードの登録やコンプライアンスのための厳格なスケジュールが定められています。

この政令に関する意見公募の段階は終了しましたが、2025年2月時点で正式な公布はまだ行われていません。



10. ベトナムへの資金流入および資金流出

Q ベトナムの外国為替管理制度はどのようなものですか。

活動	規則
子会社への資本注入 配当の分配	<ul style="list-style-type: none">• 直接投資用資本口座を使用する• VNDまたは換算可能通貨で支払われた• 個人株主には5%の源泉徴収税が適用される
オフショアローン	<ul style="list-style-type: none">• 国家銀行に登録する(中・長期)• ローン専用口座を通じて決済• 規則でローン取得の具体的な目的が定められている
株式への支払い	<ul style="list-style-type: none">• 非居住者の場合は間接投資用資本口座を使用する• 銀行への報告
VNDからUSDへの換算	<ul style="list-style-type: none">• 正当な目的の証明が必要(例:配当、ローン返済など)

本書は、法的または税務上の助言を目的としたものではなく、適用されるすべての規則、規制、税率、免除、その他の規制および投資パラメータを要約することを意図したものではありません。いかなる規則や要件の適用可能性も、事案、当事者、または取引のその他の条件の特定の状況に依存する場合があります。本書は、関連するすべての法的、税務上のその他の考慮事項や、その適用性に影響を与える可能性のある最近の動向を取り上げているわけではありません。提供された情報の正確性、完全性、または最新性について、いかなる表明または保証も行いません。

